

Part3

第 1 章

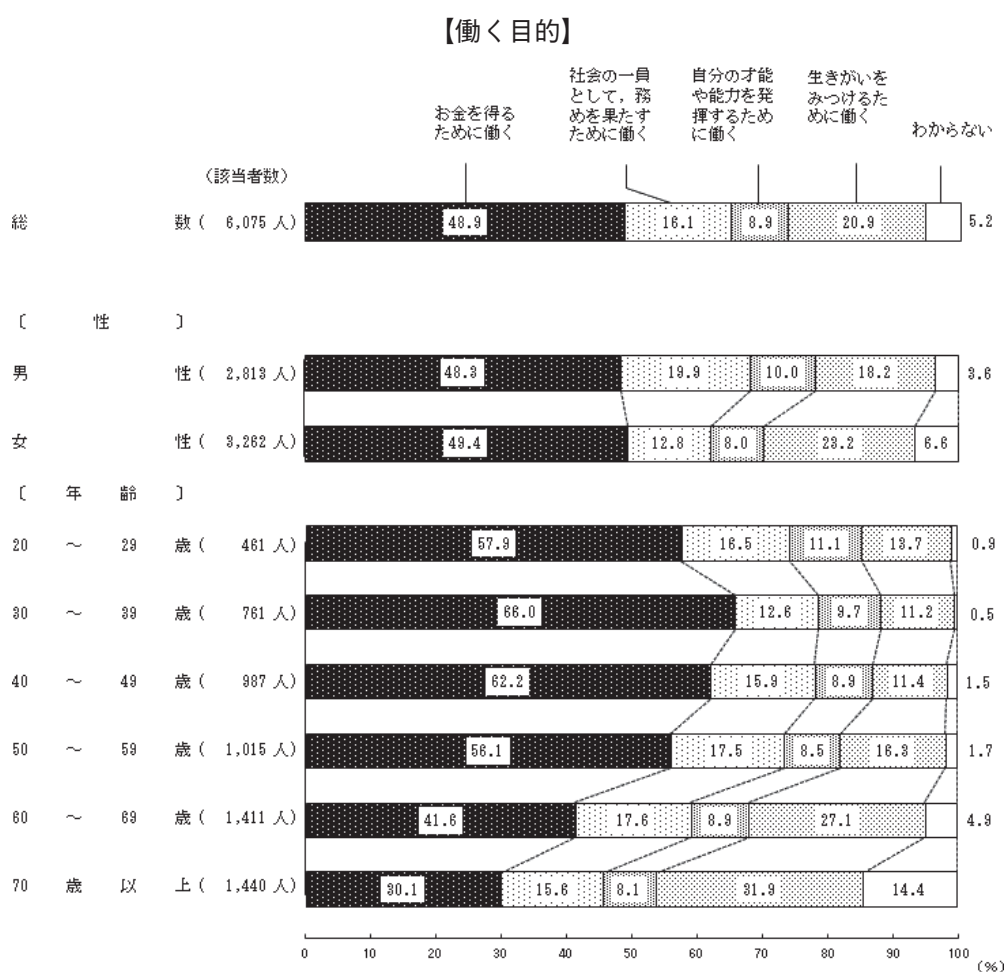
働くことと 働き方に関する理解

◆第1節 働くことに関する理解

1 なぜ働くのか（働くことの意味）

- ・働く目的は何か聞いたところ、「お金を得るために働く」と答えた人の割合が48.9%、「社会の一員として、務めを果たすために働く」と答えた人の割合が16.1%、「自分の才能や能力を発揮するために働く」と答えた人の割合が8.9%、「生きがいを見つけるために働く」と答えた人の割合が20.9%となっている。

（参考：内閣府「国民生活に関する世論調査」2013年8月を基に作成）



（資料出所：内閣府「国民生活に関する世論調査」2013年8月）

2 働き方（働く人の状況）

(1) 従業上の地位

① 自営業主及びその家族従業者と雇用者

- ・自営業主：個人経営の事業を営んでいる人
- ・家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している人
- ・雇用者：会社、団体、官庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給与、賃金を得ている人や会社・団体の役員

(出典：総務省「労働力調査用語の解説」)

② 従業上の地位（自営業者と雇用者）

- ・下の表が示すように、2012年平均で、就業者数が6,270万人、自営業主・家族従業者数が739万人、雇用者数が5,504万人（就業者のうち87.8%）になるなど、近年、就業者のうち、自営業主・家族従業者数が減少し、雇用者の割合が高まっている。
- ・2013年7月では、就業者6,311万人のうち、自営業主・家族従業者は733万人（前年同月比で25万人の減少）、雇用者は5,547万人（同50万人の増加）であり、就業者のうち雇用者の占める割合は87.9%となっている。

(参考：総務省「労働力調査（基本集計）2013年7月分」2013年8月30日を基に作成)

【就業者、自営業主・家族従業者、雇用者の推移】

年次	就業者数	自営業主・家族従業者	雇用者数	雇用者の割合
1989（平成元）年	6128	1427	4679	76.4%
1993（平成5）年	6450	1232	5202	80.7%
1998(平成10)年	6514	1128	5368	82.4%
2003(平成15)年	6316	956	5335	84.5%
2008(平成20)年	6409	833	5546	86.5%
2012(平成24)年	6270	739	5504	87.8%

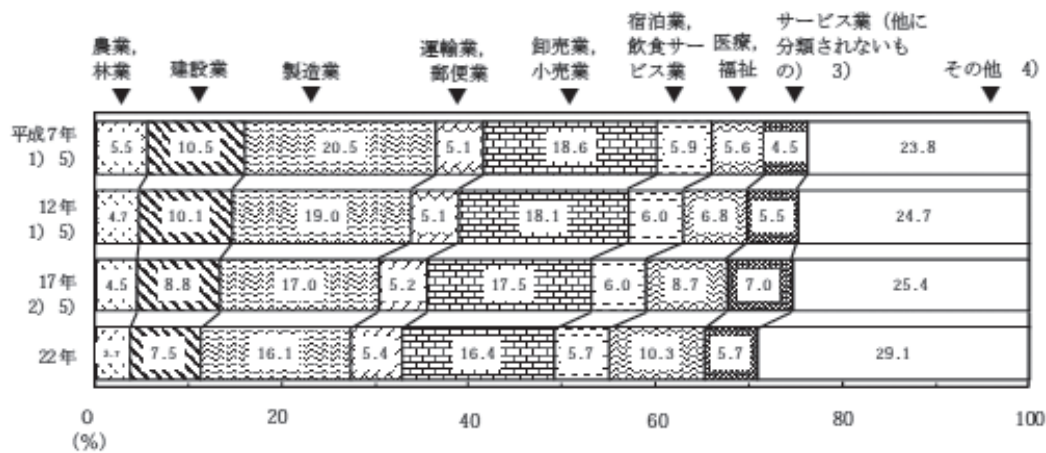
(資料出所：総務省「労働力調査（長期時系列データ年平均結果）」を基に作成)

(2) 産業別就業者数の推移

- ・2010年段階で、15歳以上の就業者について、産業分類別の割合をみると、「卸売業、小売業」が16.4%と最も高い。次いで「製造業」が16.1%、「医療、福祉」が10.3%等となっている。
- ・近年、農業・林業、建設業、製造業に従事している就業者が減少し、医療、福祉等の従事者が増加している。

(参考：総務省「平成22年国勢調査職業等基本集計結果」2012年11月を基に作成)

【産業（大分類）別15歳以上就業者の割合の推移】

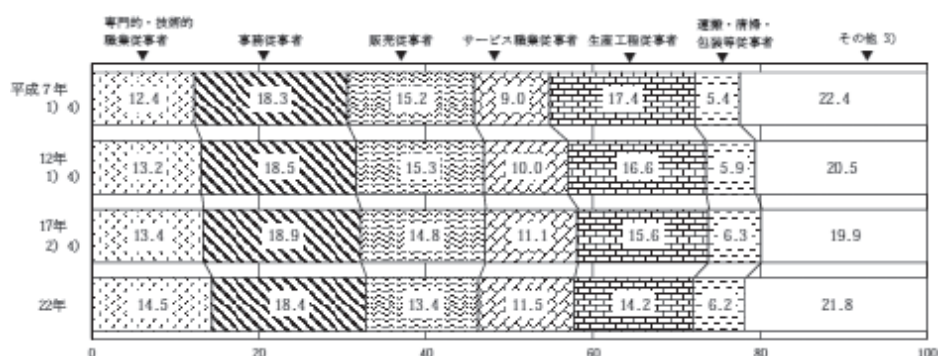


(資料出所：総務省「平成22年国勢調査産業等基本集計結果」2012年4月)

(3) 職業別就業者数の推移

- ・2010年段階で、15歳以上就業者について、職業大分類別の割合をみると、「事務従事者」が18.4%と最も高い。次いで、「専門的・技術的職業従事者」が14.5%、「生産工程従事者」が14.2%等となっている。
 - ・近年、「生産工程従事者」や「販売従事者」の比率が低下する一方で、「専門的・技術的職業従事者」や「サービス職業従事者」の比率が高まっている。
- (参考：総務省「平成22年国勢調査 職業等基本集計結果」2012年11月を基に作成)

【職業（大分類）別15歳以上就業者の割合の推移】



(資料出所：総務省「平成22年国勢調査職業等基本集計結果」2012年11月)

(4) 雇用者

- ・正規雇用者：直接雇用であり、雇用期間に定めがなく、フルタイムであり、社内の他の雇用形態の労働者（役員除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する者
- ・非正規雇用者：有期の雇用契約を結んでいる者
- ・パートタイム労働者（短時間労働者）：1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短い労働者（呼称がパート・アルバイトを問わない）
- ・派遣社員：人材派遣会社（派遣元）との間で雇用契約を結んだ上で、派遣元が労働者派遣契約を結んでいる会社（派遣先）に派遣され、派遣先の指揮命令を受けて働く労働者
- ・契約社員：契約によって定められた期間（原則3年以内）だけ雇用される労働者
- ・嘱託社員：経験を有する高齢者などを対象として、一定の職務に従事するために、一定の期間、非常勤で直接雇用されている労働者
- ・その他：臨時、日雇い労働者など

(5) 正規雇用と非正規雇用

- ・2012年平均で、役員を除く雇用者5,154万人のうち、正規雇用者は3,340万人（全体の64.8%）、非正規雇用者は1,813万人（同35.2%）である。
- ・非正規雇用者のうち、パート・アルバイトは1,241万人（全体の68.5%）、派遣社員は90万人（同5.0%）、契約社員・嘱託は354万人（同19.5%）、その他（季節従業員や日雇労働者など）が128万人（同7.1%）である。

(参考：総務省「労働力調査（詳細集計）2012年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

- ・2013年7月では、役員を除く雇用者5,193万人のうち、正規の職員・従業員は3,313万人（全体の63.8%）、非正規の職員・従業員は1,879万人（同36.2%）である。非正規の職員・従業員のうち、パートが911万人（同17.5%）、アルバイトが391万人（同7.5%）、派遣社員が

104万人（同2.0%）、契約社員が273万人（同5.3%）、嘱託が118万人（同2.3%）、その他が81万人（同1.6%）となっている。

（参考：総務省「労働力調査（基本集計）2013年7月分（速報）」2013年8月30日を基に作成）

【雇用形態別にみた雇用者の推移】

実数（万人）									割合（％）	
			役員を除く雇用者の内訳		非正規の職員・従業員の内訳					
	雇用者	役員を除く雇用者	正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	非正規の 職 員 ・ 従 業 員	パート・ア ルバ イ ト	労働者派遣 事業所の派 遣社員	契約社 員・嘱託	その他	正規の職 員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員
平成元年 2 月	4571	4269	3452	817	656	－	161		80.9	19.1
5年2月	5115	4743	3756	986	801	－	185		79.2	20.8
10年2月	5338	4967	3794	1173	986	－	187		76.4	23.6
15年平均	5343	4948	3444	1504	1089	50	236	129	69.6	30.4
20年平均	5556	5175	3410	1765	1155	140	322	148	65.9	34.1
22年平均	5508	5138	3374	1763	1196	96	333	138	65.6	34.4
24年平均	5522	5154	3340	1813	1241	90	354	128	64.8	35.2

（資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）長期時系列表10
（2001年までは「労働力調査特別調査」）」を基に作成）

【雇用形態別雇用者（2013年7月）】

(万人、%)		
2013年 7月 (平成25年)	実数	割合
役員を除く雇用者	5193	---
正規の職員・従業員	3313	63.8
非正規の職員・従業員	1879	36.2
パート	911	17.5
アルバイト	391	7.5
労働者派遣事業所の派遣社員	104	2.0
契約社員	273	5.3
嘱託	118	2.3
その他	81	1.6

（資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）2013年7月分（速報）」2013年8月）

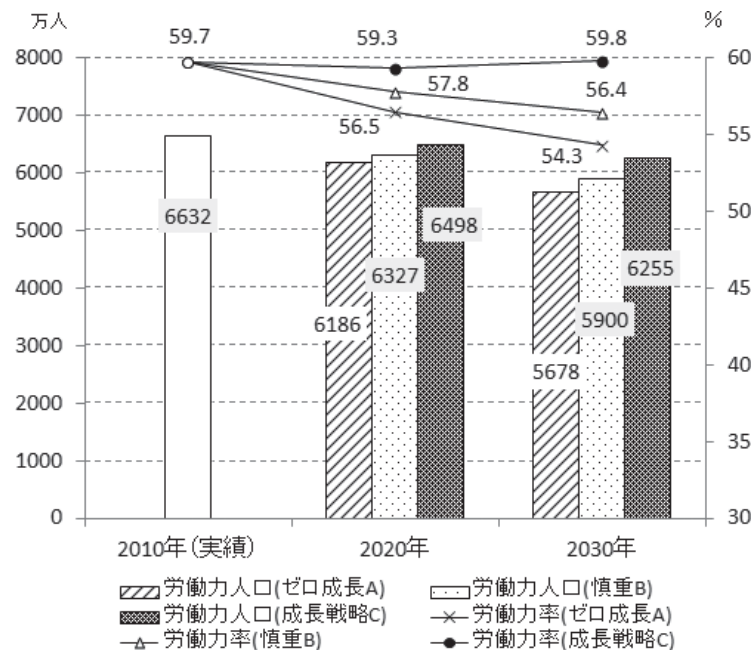
◆第2節 最近の雇用情勢の理解

1 労働力人口の減少

- ・これからの日本は、総人口が減少するとともに、労働力人口の減少も生じる。2010年には、6,632万人であった労働力人口は、2020年には、6,186万人～6,498万人程度に、2030年には5,678万人～6,255万人程度に減少することが予測されている。

(参考：労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」2013年1月を基に作成)

【労働力人口及び労働力率（右軸）の推移】



(資料出所：労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」2013年1月)

2 働く環境の変化（非正規雇用者の増加）

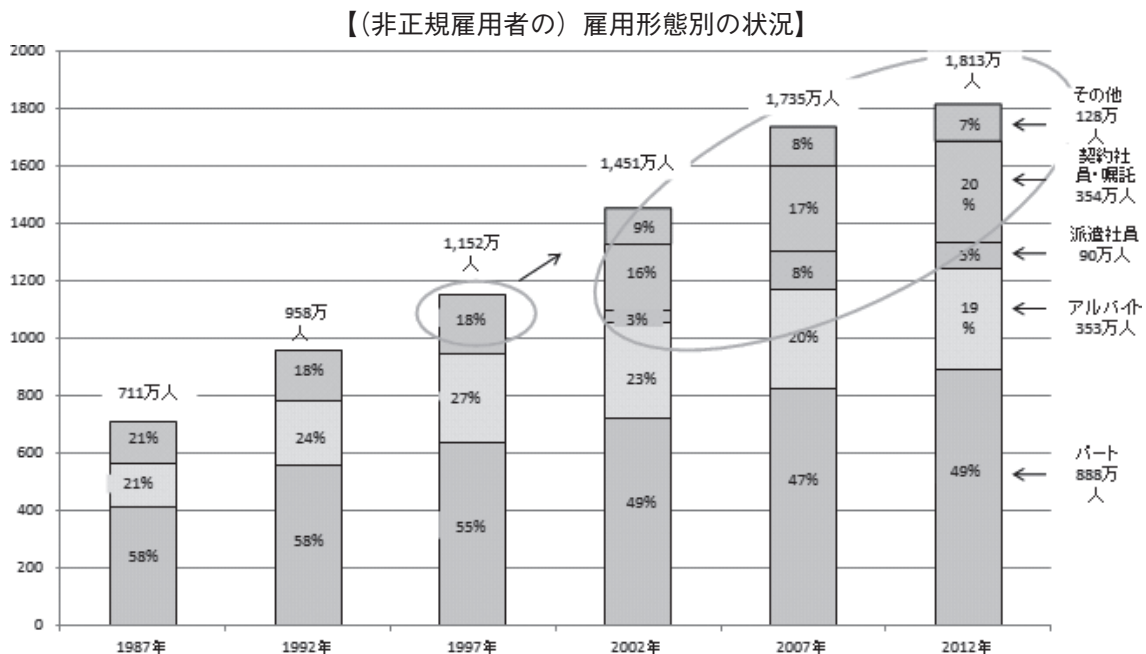
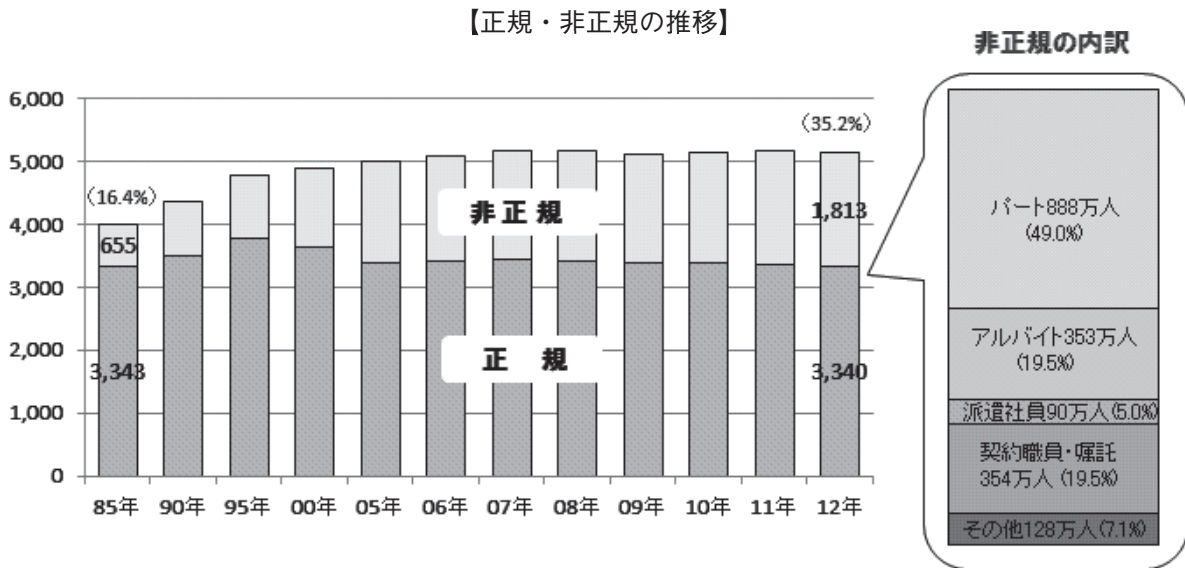
(1) 日本的人事管理の揺らぎ

- ①終身雇用制（就職した後、定年まで同じ企業で働く）
 - 労働移動社会（労働者は、職業生涯の中で、転職を経験する）
- ②年功序列賃金（年齢とともに賃金が上がっていく）
 - 成果主義（仕事の成果に応じて賃金を支払う）
- ③企業別労働組合と労使協調路線（企業を単位として社員が組合を組織する）
 - 労働組合組織率の低下

(2) 雇用構造の変化

- ・近年、正規雇用者数は変わらないのに対し、非正規雇用者の数が増えているため、雇用者に占める非正規雇用の割合が高まっている。
- ・非正規雇用者の雇用形態を2007年と2012年との比較で見ると、パートの比率が47%から49%に、契約社員・嘱託の比率が17%から20%に高まっている。

(参考：総務省「労働力調査（長期時系列データ年平均結果）」を基に作成)



(3) 非正規労働者の賃金

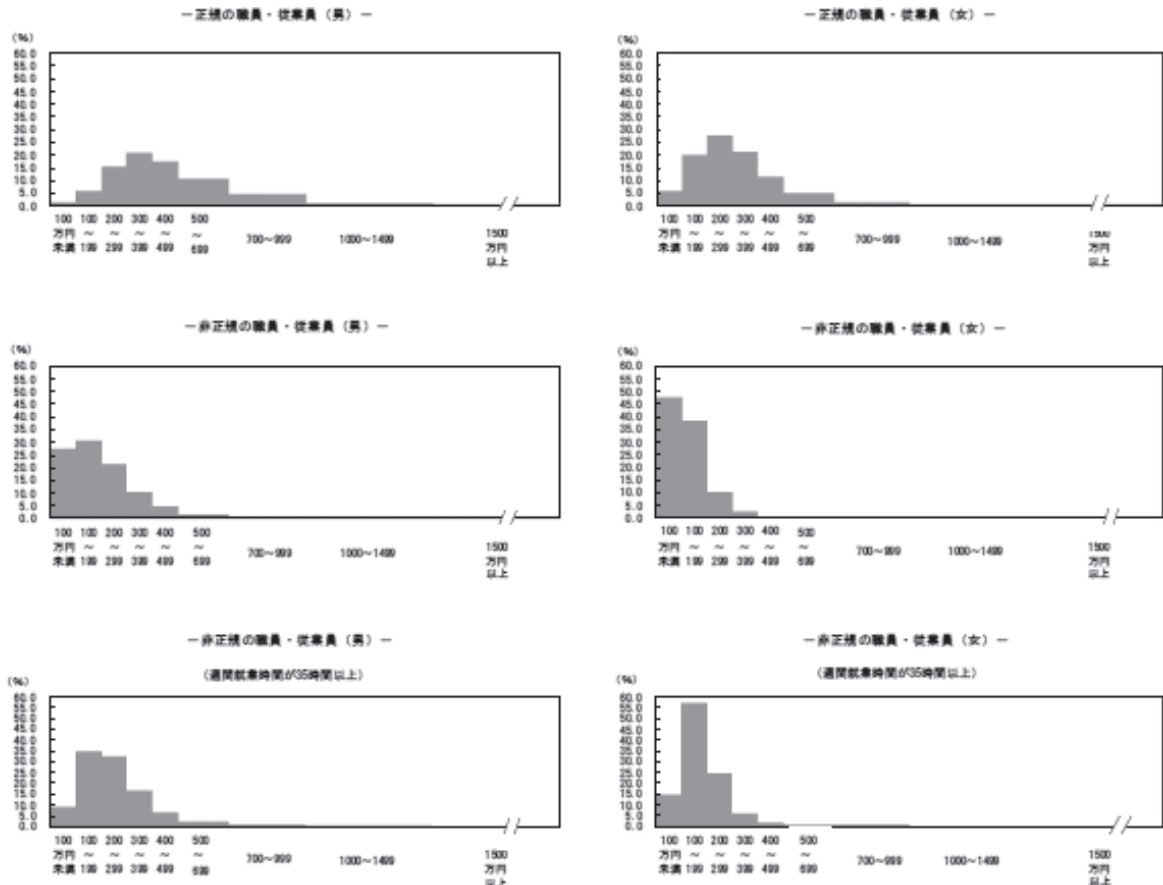
- ・ 正規・非正規の職員・従業員別に、仕事からの収入階級別割合を男女別にみると、2012年平均で、男性の正規の職員・従業員は500～699万円が21.6%ともっとも高く、次いで300～399万円が20.8%等となっている。これに対して、非正規の職員・従業員では、100～199万円が30.8%ともっとも高く、次いで100万円未満が27.3%、200～299万円が21.5%等となっている。非正規の職員・従業員の男性の場合、200万円未満の割合は58.1%である。
- ・ 女性の正規の職員・従業員では、200～299万円が27.7%ともっとも高く、次いで300～399万円が21.3%、100～199万円が19.8%等となっている。これに対して非正規の職員・従業員では、100万円未満が47.7%ともっとも高く、次いで100～199万円が38.5%、200～299万円が10.3%等となっている。非正規の職員・従業員の女性の場合、200万円未満の割合は86.2%

である。

- ・ 1 週間の就業時間が 35 時間以上の非正規の職員・従業員についてみると、男性は 100 ～ 199 万円が 32.4% ともっとも高く、次いで 200 ～ 299 万円が 30.4% 等であり、女性は、100 ～ 199 万円が 54.6% ともっとも高く、次いで 200 ～ 299 万円が 23.5% 等である。

(参考：総務省「労働力調査（詳細集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

【正規、非正規職員・従業員の仕事からの年間収入階級別割合（2012年）】



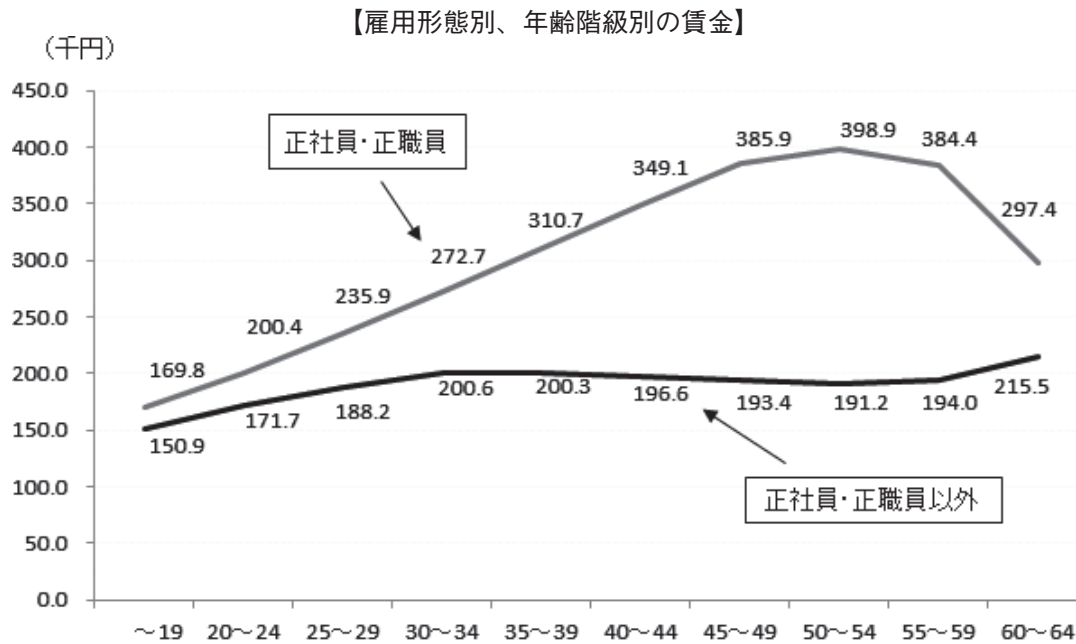
- 注) 1. 割合は、仕事からの年間収入階級別内訳の合計に占める割合を示す。
2. 仕事からの年間収入階級のうち、「500～699万円」以上は、階級幅が異なるので注意が必要。

(資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月)

(4) 雇用形態別の賃金

- ・ 雇用形態別の賃金（2012年・年齢計）をみると、「正社員・正職員」が 317.0 千円、「正社員・正職員以外」が 196.4 千円となっている。
- ・ 非正規雇用者の給与は、すべての世代で、正規雇用者の給与を下回っており、年齢による変化も少なくなっている。

(参考：厚生労働省「平成24年度賃金構造基本統計調査」2013年2月を基に作成)



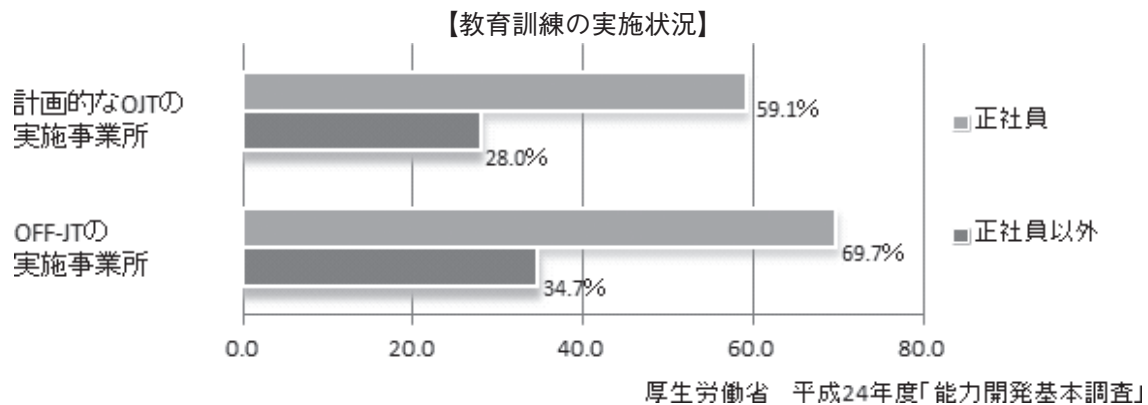
厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

(資料出所：厚生労働省ホームページ「非正規雇用の課題には、どのようなものがあるの？」)

(5) 教育訓練の実施状況

- ・正社員以外に対して教育訓練を実施している事業所の割合は、計画的なOJTとOFF-JTともに、正社員の半数以下になっている。

(参考：厚生労働省「平成24年度能力開発基本調査」2013年3月を基に作成)



(資料出所：厚生労働省ホームページ「非正規雇用の課題には、どのようなものがあるの？」)

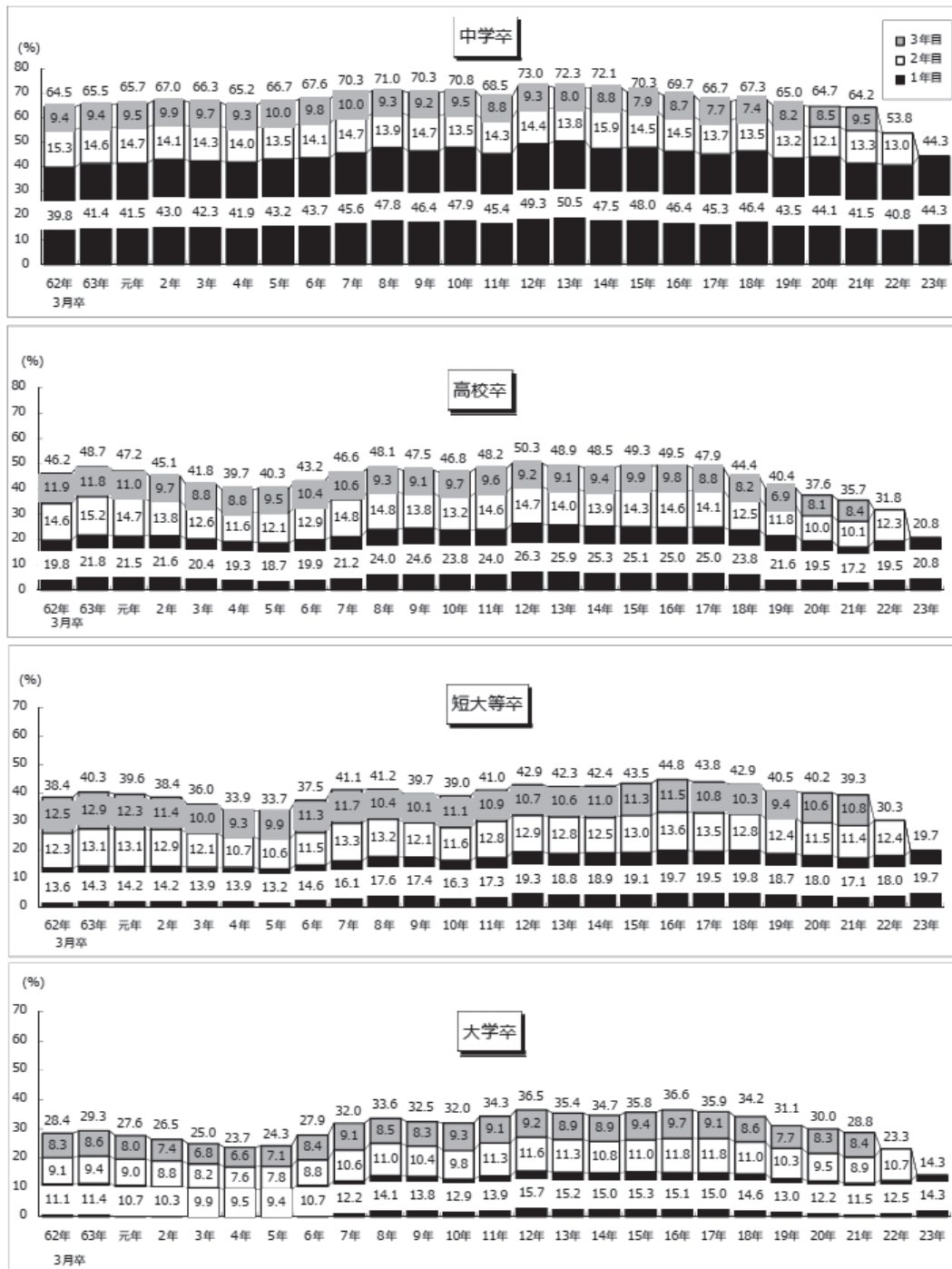
◆第3節 若者をめぐる雇用情勢

1 新規学卒就職者の3年以内離職率の推移

- ・2009年3月新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒が35.7%、大卒が28.8%である。
- ・2009年3月大卒者の採用後3年以内の離職率は、教育業・学習支援業が48.8%、宿泊・飲食サービス業が48.5%、生活関連サービス・娯楽業が45.0%等、教育とサービス業が軒並み高い離職率を示している。
- ・製造業での離職率は15.6%、電気・ガス・水道などが7.4%となっている。

(参考：厚生労働省「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移」
及び厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」を基に作成)

【新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移】



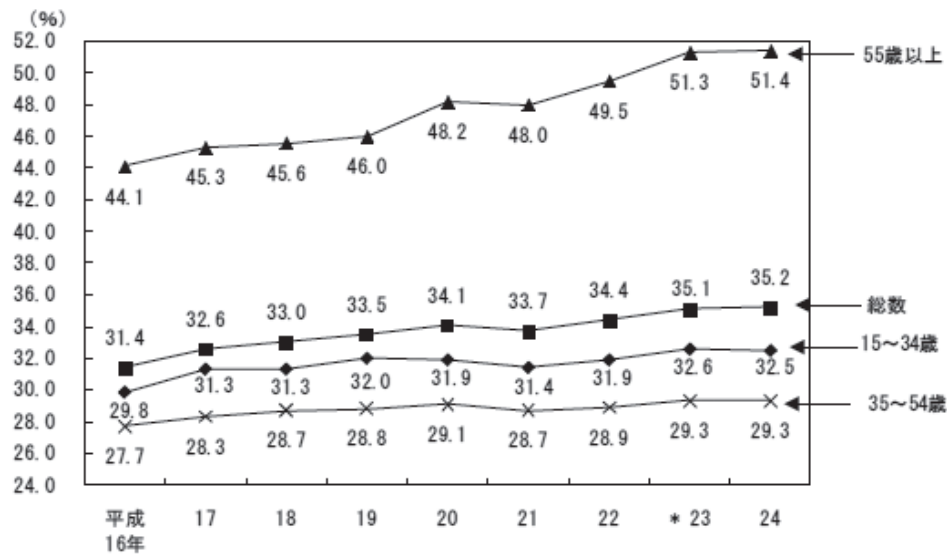
(資料出所：厚生労働省ホームページ「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移」厚生労働省)

2 年齢階級別にみた非正規職員・従業員の割合

- ・2012年平均における非正規職員・従業員の割合は、全体で35.2%であるが、年齢階級別にみると、55歳以上は51.4%（前年より0.1ポイントの上昇）、15～34歳は32.5%（同0.1ポイントの低下）、35～54歳は29.3%（前年と同率）である。

(参考：総務省「労働力調査（詳細集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

【年齢階級別にみた非正規職員・従業員の割合の推移】



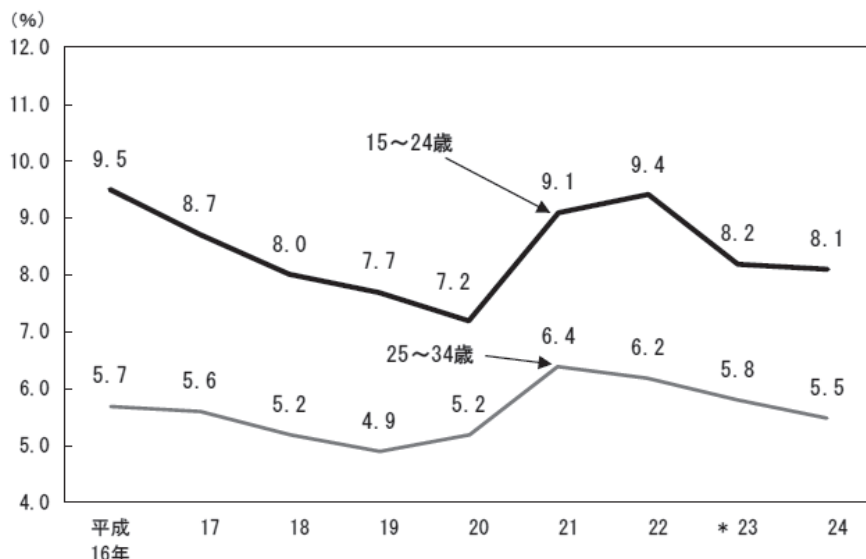
(資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）平成24年平均（速報）」2013年2月)

(1) 若者の失業率

- ・2012年平均の完全失業率は4.3%であるが、若年者の完全失業率は6.3%となっている。これを年齢階級別にみると、15～24歳は8.1%、25～34歳は5.5%である。
- ・男女別では、男性が全体で4.6%、15～24歳が8.7%、25～34歳が5.8%であり、女性が全体で4.0%、15～24歳が7.5%、25～34歳が5.0%となっている。

(参考：総務省「労働力調査（基本集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

【年齢階級別若年層の完全失業率の推移】



(資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月)

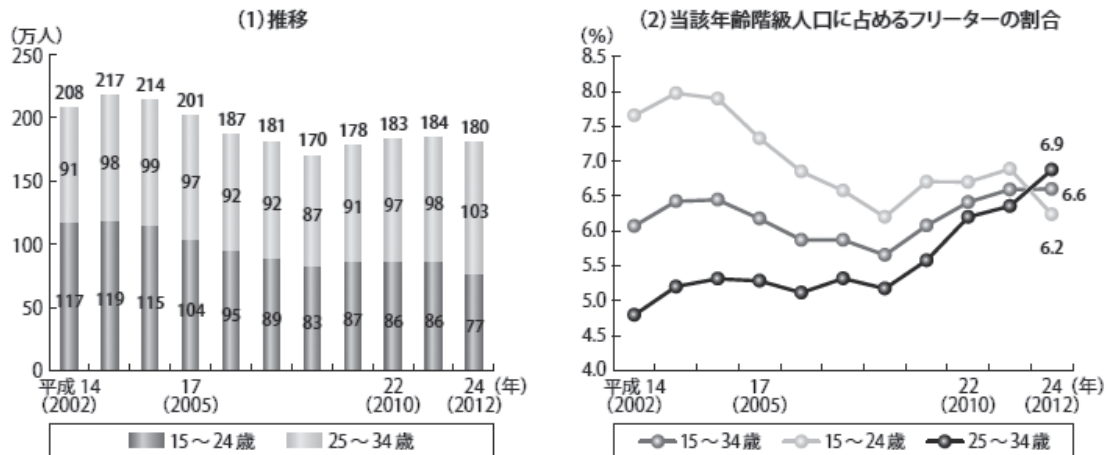
(2) フリーター

- ・フリーター数は、2008年を境に景気の悪化を背景に増加傾向にあったが、2012年には、前年より減少して180万人となった。

- ・年齢階級別にみると、15～24歳では減少しているものの、15～34歳の人口に占めるフリーターの割合は、2008年を底に上昇傾向にあり、2012年は6.6%である。とくに、25～34歳の年長フリーター層で上昇が続いている。

(参考：内閣府「子ども・若者白書平成25年版」2013年6月を基に作成)

【フリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数】



(資料出所：内閣府「子ども・若者白書平成25年版」2013年6月)

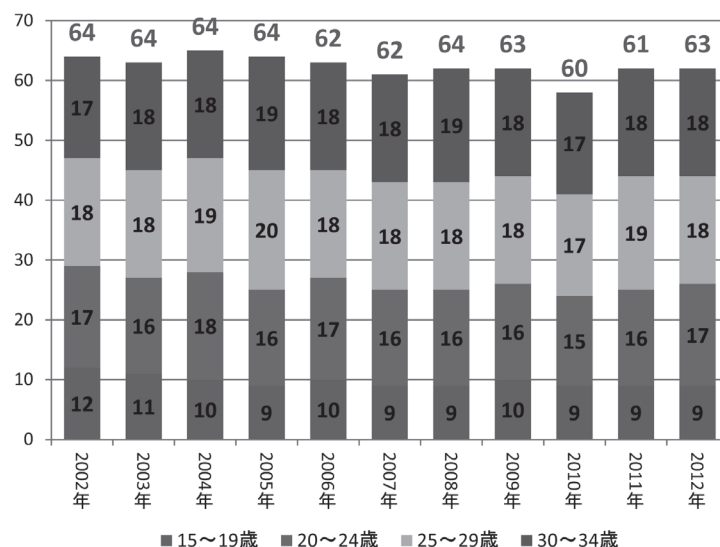
(3) 無業者

- ・若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、2002年に大きく増加した後、概ね横ばいで推移しており、2012年は63万人である。
- ・15～34歳人口に占める割合は緩やかに上昇しており、2012年は2.3%となっている。2012年の63万人を年齢階級別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が17万人、25～29歳が18万人、30～34歳が18万人である。

(参考：内閣府「子ども・若者白書平成25年版」2013年6月を基に作成)

【若年無業者数】

若年無業者数の推移(万人)



(資料出所：総務省「労働力調査」を基礎に事務局が作成。)

なお、数値は四捨五入しているため、内訳の合計とは一致しない場合がある)

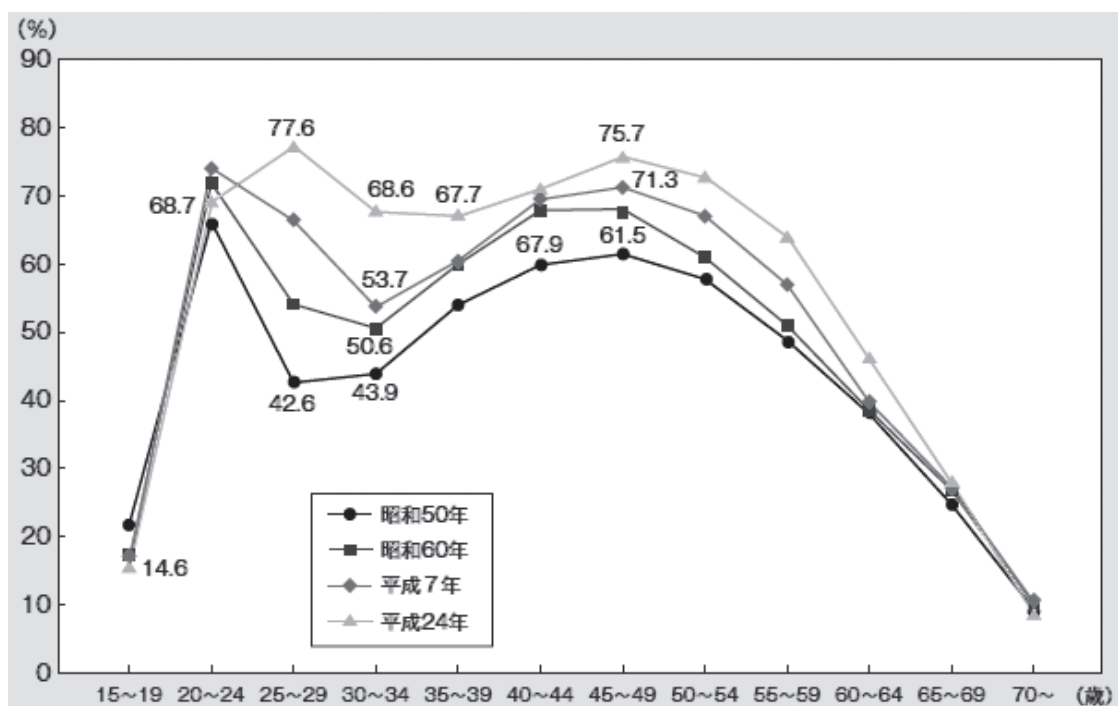
◆第4節 女性の働き方

1 労働力人口と年齢階級別労働力率

- ・2012年平均の労働力人口は、6,555万人である。男女別にみると、男性が3,789万人、女性が2,766万人であり、労働力人口に女性が占める割合は42.2%となっている。
- ・女性の年齢階級別労働力率については、「M字カーブ」を描くことで知られている（欧米諸国は「逆U字カーブ」）。日本の女性の場合「M字カーブ」を描くのは、学校を卒業して労働市場に参入した後、結婚や出産を機に労働市場を一旦退出し、育児の手が離れた後、再び労働市場に参入しているためである。現在も依然として「M字カーブ」を描いているが、そのカーブは以前と比べて底が浅くなっており、M字の底となる年齢階級も、従来は29～34歳層であったが、2008年以降35～39歳層へと移動している。

（参考：総務省「労働力調査」を基に作成）

【女性の年齢階級別労働力率の推移】



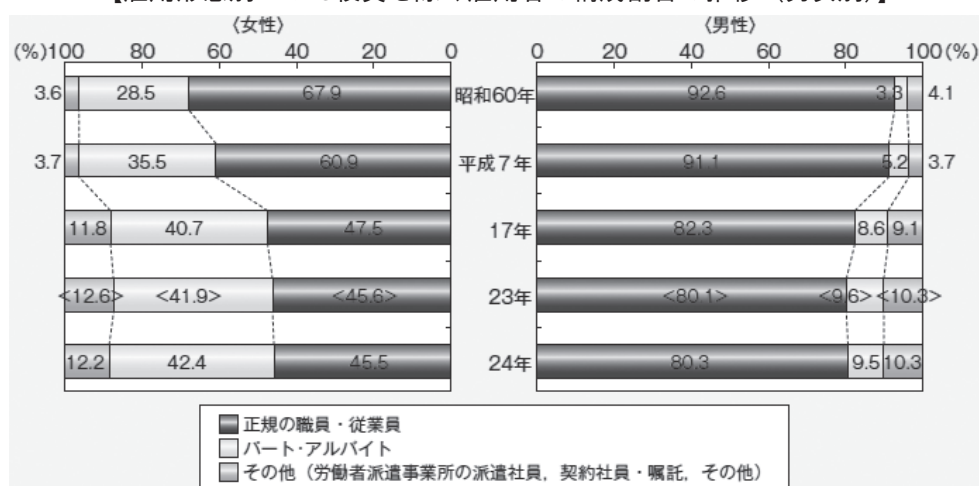
（資料出所：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月）

2 雇用者の構成割合

- ・正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別にみると、女性は2012年には45.5%にまで減少している。男性についても1985年は92.6%であったが、2012年には80.3%に減少している。
- ・男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合が増加傾向にあり、特に女性はその割合が高く、2012年には54.6%となっている。

（参考：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月を基に作成）

【雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（男女別）】



(資料出所：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月)

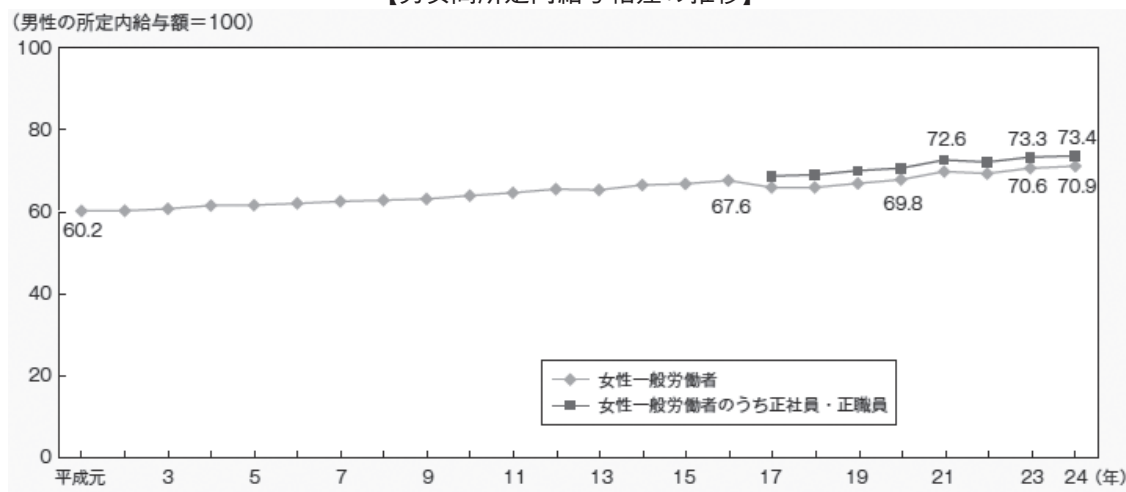
3 賃金の男女間格差

- ・労働基準法は、女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをしてはならないと規定している（男女同一賃金の原則：労基法第4条）が、日本の男女間賃金格差は、2012年段階で所定内給与では男性を100とした場合、女性は70.9であり、長期的には縮小傾向にあるものの、依然として格差は大きい。
- ・男女間格差の発生原因は様々であるが、最大の要因は、男女間の職階（部長、課長等の役職）の差（役職別管理職に占める女性の割合は、2012年現在、係長担当職で14.4%、課長担当職で7.9%、部長担当職で4.9%）であり、勤続年数の差も影響している（2012年段階で一般労働者男性の平均勤続年数は13.2年、一般労働者女性は8.9年）とされる。

(参考：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月を基に作成。)

平均勤続年数は、厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」による)

【男女間所定内給与格差の推移】



(資料出所：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月)